

死亡に関連する届

H29.9.1 作成

〈区役所総務部・保健福祉部、市税事務所、北須磨支所市民課・保健福祉課〉

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 届出先は、本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの役所です。 届出人→同居の親族（同居人）その他の親族等の順 受理されれば埋火葬許可証が交付されます。 印鑑登録証は無効になります。 外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧外国人登録証明書含）を入国管理局に返納してください。（住所地の区役所でお預かりすることも出来ます。） 	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届、印鑑	市民課
世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> 死亡された方が世帯主であった場合に届け出が必要な場合があります。 		印鑑	
国民健康保険の資格喪失届 葬祭費の申請	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証の返還が必要です。 葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。（申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年間） 	死亡の日から14日以内	国民健康保険証、届出人と葬祭を行った人の印鑑、預金通帳等口座番号のわかるもの 死亡を証明する書類※① 葬祭を行った人の証明※②	国保年金係
後期高齢者医療の葬祭費の申請	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証の返還が必要です。 葬祭を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。 	お早めに	被保険証、届出人と葬祭を行った人の印鑑、預金通帳等口座番号のわかるもの 葬祭を行った人の証明※②	介護医療係 (後期高齢者医療)
国民年金の死亡届 障害基礎年金の未支給年金の請求 遺族基礎年金請求 死亡一時金の請求 寡婦年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の加入者が死亡された場合、死亡届が必要です。受給者の方は、原則、不要です。 但し、死亡された受給者の未払いの年金を受けられる場合は、年金事務所に請求してください。 ※死亡された方の状況により届出窓口が異なりますので担当窓口で確認してください。 	死亡の日から14日以内	個々の状況により必要書類が異なりますので事前にご確認ください。	国保年金係
<p>※高齢基礎年金・厚生年金・共済年金の未支給年金の請求、遺族厚生年金の請求についてはねんきんダイヤル（☎0570-05-1165・IP 電話、PHS からは03-6700-1165）・各共済組合におたずねください。</p>				

※①埋火葬許可証、又は死亡診断書 ※②葬儀費用領収書又は会葬礼状

裏面へつづく

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
福祉医療申請 内容変更届	・それぞれの医療受給者が死亡された場合、届出が必要です。また、医療受給者証（高齢期移行者医療・こども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療）を返還していただきます。	死亡の日から 14日以内	各医療受給者証	介護医療係 (福祉医療)
介護保険証の 返還	・神戸市の保険証をお持ちの方は保険証をお返しく ださい。	お早めに	介護保険証	介護医療係 (介護保険)

敬老優待乗車証の返還 (満70歳以上)	・敬老優待乗車証は個人にお渡ししたものですので 死亡されたことにより返還していただきます。	お早めに	敬老優待乗車証	健康福祉課 (保健福祉課) あんしんすこやか係
福祉乗車証の返還	・福祉乗車証は個人にお渡ししたものですので死亡 されたことにより返還していただきます。 (右記担当係まで)	お早めに	福祉乗車証	保護課・健康福祉課 (保健福祉課) 子ども家庭支援課
児童手当・ 児童扶養手当の 異動届	・死亡された方が受給者あるいは児童であった場合 に必要です。	お早めに	印鑑 個々の状況により他に必要書類をお願いする ことがあります。	子ども家庭支援課 (保健福祉課)

市県民税	・死亡された方で市県民税が課税されていまし たら、相続人の代表者の指定届出書の提出をお願い します。	お早めに	印鑑	市税事務所 (市民税担当)
------	----------------------------------------------------------	------	----	------------------

手続きは住民登録をされている区役所・支所でしてください。

お問い合わせは下記の区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区 ☎ 841-4131 灘区 ☎ 843-7001 中央区 ☎ 232-4411 兵庫区 ☎ 511-2111 北区 ☎ 593-1111
長田区 ☎ 579-2311 須磨区 ☎ 731-4341 北須磨支所 ☎ 793-1212 垂水区 ☎ 708-5151 西区 ☎ 929-0001

◆その他 法定相続人を公的に証明する「法定相続情報証明制度」は神戸地方法務局へご相談ください。

相続に伴う不動産の登記手続きは、不動産の所在地を管轄する以下の法務局へご相談ください。

東灘区→東神戸出張所 (☎451-7955) 灘区, 中央区, 兵庫区→本局 (☎392-1876) 北区→北出張所 (☎594-3351)

長田区, 須磨区, 垂水区→須磨出張所 (☎794-2045) 西区→明石支局 (☎912-5511)